対馬市告示第89号

令和８年第２回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

令和８年５月29日

対馬市長　比田勝尚喜

１　期　日　　令和８年６月16日（火）

２　場　所　　対馬市議会議場

○開会日に応招した議員

針谷　広己君	吉野　　元君
諸松瀬里奈君	東　　圭一君
内山　吉寿君	佐伯　達也君
安田　壽和君	糸瀬　雅之君
陶山荘太郎君	坂本　充弘君
脇本　啓喜君	黒田　昭雄君
波田　政和君	上野洋次郎君
大浦　孝司君	春田　新一君

○６月17日に応招した議員

針谷　広己君	吉野　　元君
諸松瀬里奈君	東　　圭一君
内山　吉寿君	佐伯　達也君
安田　壽和君	糸瀬　雅之君
陶山荘太郎君	坂本　充弘君
脇本　啓喜君	黒田　昭雄君
波田　政和君	上野洋次郎君
大浦　孝司君	春田　新一君

○６月18日に応招した議員

針谷　広己君	吉野　　元君
諸松瀬里奈君	東　　圭一君
内山　吉寿君	佐伯　達也君
安田　壽和君	糸瀬　雅之君

陶山荘太郎君　　坂本　充弘君
脇本　啓喜君　　黒田　昭雄君
波田　政和君　　上野洋次郎君
大浦　孝司君　　島居　真吾君
春田　新一君

○６月19日に応招した議員

針谷　広己君　　吉野　　元君
諸松瀬里奈君　　東　　圭一君
内山　吉寿君　　佐伯　達也君
安田　壽和君　　糸瀬　雅之君
陶山荘太郎君　　坂本　充弘君
脇本　啓喜君　　黒田　昭雄君
波田　政和君　　上野洋次郎君
大浦　孝司君　　島居　真吾君
春田　新一君

○６月30日に応招した議員

針谷　広己君　　吉野　　元君
諸松瀬里奈君　　内山　吉寿君
佐伯　達也君　　安田　壽和君
陶山荘太郎君　　坂本　充弘君
脇本　啓喜君　　黒田　昭雄君
波田　政和君　　上野洋次郎君
大浦　孝司君　　島居　真吾君
春田　新一君

○６月16日に応招しなかった議員

島居　真吾君

○６月17日に応招しなかった議員

島居　真吾君

○６月18日に応招しなかった議員

○６月19日に応招しなかった議員

○６月30日に応招しなかった議員

東　　圭一君　　糸瀬　雅之君

令和８年　第２回　対　馬　市　議　会　定　例　会　会　議　録（第１日）

令和８年６月16日（火曜日）

議事日程（第１号）

令和８年６月16日　午前10時00分開会

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　議長の諸般報告

日程第４　市長の行政報告

日程第５　総務文教厚生委員会の閉会中の所管事務調査報告

日程第６　産業建設委員会の閉会中の所管事務調査報告

日程第７　長崎県病院企業団議会議員の報告

日程第８　承認第10号　専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第９　報告第１号　令和７年度対馬市一般会計継続費繰越計算書について

日程第10　報告第２号　令和７年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第11　報告第３号　令和７年度対馬市旅客定期航路事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

日程第12　報告第４号　令和７年度対馬市水道事業会計予算繰越計算書について

日程第13　議案第47号　令和８年度対馬市一般会計補正予算（第２号）

日程第14　議案第48号　令和８年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第１号）

日程第15　議案第49号　対馬市移住・定住促進住宅条例の一部を改正する条例

日程第16　議案第50号　対馬市水道条例の一部を改正する条例

日程第17　議案第51号　漁港区域内公有水面の埋立てについて（豊漁港）

日程第18　議案第52号　財産の取得について【令和８年度消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）購入（峰出張所）】

日程第19　議案第53号　財産の取得について【令和８年度消防ポンプ自動車（車両総重量３．５ｔ未満車）購入（上県第１分団）】

追加日程第１　発議第２号　議員　脇本啓喜君に対する議会改革特別委員会副委員長及び議会基本条例検証部会長の辞任を求める動議

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　議長の諸般報告

日程第４　市長の行政報告

日程第５　総務文教厚生委員会の閉会中の所管事務調査報告

日程第６　産業建設委員会の閉会中の所管事務調査報告

日程第７　長崎県病院企業団議会議員の報告

日程第８　承認第10号　専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第９　報告第１号　令和７年度対馬市一般会計継続費繰越計算書について

日程第10　報告第２号　令和７年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第11　報告第３号　令和７年度対馬市旅客定期航路事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

日程第12　報告第４号　令和７年度対馬市水道事業会計予算繰越計算書について

日程第13　議案第47号　令和８年度対馬市一般会計補正予算（第２号）

日程第14　議案第48号　令和８年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第１号）

日程第15　議案第49号　対馬市移住・定住促進住宅条例の一部を改正する条例

日程第16　議案第50号　対馬市水道条例の一部を改正する条例

日程第17　議案第51号　漁港区域内公有水面の埋立てについて（豊漁港）

日程第18　議案第52号　財産の取得について【令和８年度消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）購入（峰出張所）】

日程第19　議案第53号　財産の取得について【令和８年度消防ポンプ自動車（車両総重量３．５ｔ未満車）購入（上県第１分団）】

追加日程第１　発議第２号　議員　脇本啓喜君に対する議会改革特別委員会副委員長及び議会基本条例検証部会長の辞任を求める動議

出席議員（16名）

１番　針谷　広己君	２番　吉野　　元君
３番　諸松瀬里奈君	４番　東　　圭一君
５番　内山　吉寿君	６番　佐伯　達也君
７番　安田　壽和君	８番　糸瀬　雅之君

９番　陶山荘太郎君	10番　坂本　充弘君
11番　脇本　啓喜君	12番　黒田　昭雄君
13番　波田　政和君	14番　上野洋次郎君
15番　大浦　孝司君	17番　春田　新一君

欠席議員（１名）

16番　島居　真吾君

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	志賀　慶二君	次長	扇　　明宏君
係長	小島　　亮君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵　　輝孝君
副市長	一宮　　努君
教育長	糸瀬　英俊君
総務部長	犬束　幸吉君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	阿比留満也君
しまづくり推進部長	藤田　浩徳君
観光推進部長	平間　博文君
市民生活部長	阿比留忠明君
未来環境部長	三原　立也君
福祉部長	藤原　亘宏君
保健部長	阿比留正臣君
農林水産部長	平川　純也君
建設部長	原田　武茂君
水道局長	神宮　秀幸君
教育部長	庄司　克啓君
中対馬振興部長	永留　恵美君

上対馬振興部長	……	玖須　博一君
消防長	……	井　　浩君
会計管理者	……	横松　美穂君
監査委員事務局長	……	釜山　直樹君
農業委員会事務局長	……	栗屋　孝弘君

午前10時00分開会

○議長（春田　新一君）　おはようございます。

報告します。島居真吾君から欠席の届出があっております。

ただいまから令和８年第２回対馬市議会定例会を開会します。

議場の換気のため、出入口を開放して会議を運営することといたします。

それでは、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

―――――――――――・―――・―――――――――――

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（春田　新一君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第８８条の規定により、吉野元君及び諸松瀬里奈君を指名します。

―――――――――――・―――・―――――――――――

日程第２．会期の決定

○議長（春田　新一君）　次に、日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、配付しておりますとおり、会期日程案のとおり、本日から６月３０日までの１５日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。会期は本日から６月３０日までの１５日間に決定をいたしました。

―――――――――――・―――・―――――――――――

日程第３．議長の諸般報告

○議長（春田　新一君）　次に、日程第３、議長の諸般報告を行います。

令和８年第１回定例会終了後以降の議長の行動等は、配付しております庶務報告書のとおりであります。

次に、第１回定例会で議員派遣が決定されておりました有人国境離島法延長拡充に係る国会議員への要望活動を３月１７日から１９日にかけて、議長及び国境離島活性化推進特別委員会の上野委員長、佐伯副委員長、大浦委員、陶山委員、糸瀬委員、内山委員、吉野委員の８名が出席し、

長崎県選出の衆議院議員の加藤竜祥議員、金子容三議員、西岡秀子議員、浅田眞澄美議員、参議院議員の山本啓介議員、古賀友一郎議員に、それぞれ有人国境離島法の確実な延長と支援制度の拡充及び空港や港湾等の国境離島地域の保全と体制の強化を要望してまいりました。

次に、５月２７日に東京で開催されました全国市議会議長会定期総会において、先ほど伝達式を行いましたが、各種表彰が行われ、本市議会から、議長歴４年表彰で初村久藏前議長が表彰を受けています。

次に、議会運営委員会委員の変更について、去る５月１１日付で針谷広己君から委員の辞職願が提出されましたので、委員会条例第１４条後段の規定によって、同月３１日付で辞任を許可しております。

また、地方自治法第１０９条第３項及び委員会条例第８条の規定によって、６月１日付をもって吉野元君を後任に選任しております。

辞任、選任とも閉会中の議長権限で行っております。

次に、令和８年３月３１日付で美津島町賀谷地区の山営静前区長ほか賀谷地区住民５６名から非核平和宣言に関する陳情が提出され、議会運営委員会で協議した結果、平成１６年４月３０日に対馬市議会として決議した非核平和都市対馬宣言を、今現在、改めてその姿勢を確固たるものとし、恒久平和を願う声明として定例会で読み上げることに決定をいたしました。

非核平和都市対馬宣言。

美しい自然、豊かな文化に恵まれた郷土と、平和な地球を守り、子・孫に引き継ぐことは、今を生きる私たちに課せられた最大の責務であります。

しかしながら、現在も、核・軍備の拡張は依然として続けられ、世界の平和と人類の生存に大きな脅威をもたらしています。

私たちの住む長崎県は、人類史上初の被爆体験を持つ被爆県であり、人類を破滅に導くあらゆる核兵器の廃絶と平和の尊さを全世界に訴え続け、再びこの悲劇を繰り返してはなりません。

私たち対馬市民は、平和憲法の精神にのっとり、非核三原則を尊重し、全人類の自由と幸福、世界の恒久平和の実現を目指し、ここに非核平和都市対馬を宣言します。

最後に、地方自治法第１８０条第２項の規定に基づき、議会の議決により指定されました２割以内の工事請負契約変更の締結１件の専決処分の報告があっております。タブレットに掲載をしておりますので御確認ください。

以上で報告を終わります。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第４．市長の行政報告

○議長（春田　新一君）　日程第４、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申出があっておりますので、これを許可します。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝　尚喜君）　おはようございます。本日、ここに令和８年第２回対馬市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席賜り、厚く御礼申し上げます。

まず、国においては、中東情勢の先行きが不透明な中、今後の物価動向や経済への影響を注視しつつ、経済活動及び国民生活への影響を最小限に押さえるため、令和８年度補正予算（第１号）を可決したところであります。

本市におきましても、このたび重点支援地方交付金として２，１４０万９，０００円の交付限度額が示されたことから、地域の実情や課題の把握に努めるとともに、当該交付金の効率的かつ効果的な活用を図ってまいります。

次に、６月９日、長崎県から、国が進める総合的な防衛体制のための公共インフラ整備に関連し、県が関連する対馬空港を特定利用空港の対象候補として検討されている旨の公表がなされました。

なお、本県においては、令和６年４月に長崎空港及び福江空港が既に特定利用空港に指定されており、今回、新たに対馬空港のほか壱岐空港及び福江港が対象候補に挙げられております。

国が進める特定利用空港・港湾の取組は、空港や港湾の民間利用を基本としながら、自衛隊及び海上保安庁や、平時から円滑に利用できるよう、必要な施設整備や機能強化を進めるものであります。

国及び県によりますと、有事を想定したものではなく、平時からの連携や訓練を通じて災害発生時などにおける対応力の向上を図り、地域住民の安全安心の確保につなげることを目的としているとのことであります。

本県につきましては、今後の動向を注視するとともに、情報収集に努めてまいります。

続きまして、６月に入り本格的な出水期を迎える中、去る５月２９日からは、気象庁において新たな防災気象情報の運用が開始されました。大雨や土砂災害などの危険度がより分かりやすく伝えられる仕組みとなっており、早めの避難行動につながることが期待されております。

また、市では防災行政情報システムによる屋外放送に加え、情報配信アプリ＠ＩｎｆｏＣａｎａｌを活用して、気象情報や避難情報などを配信しております。

市民の皆様におかれましては、大雨や台風の際には、これらの情報を御家族や地域の皆様と共有していただき、早めの避難行動と安全の確保につなげていただきますようお願いいたします。

また、５月２３日から３１日にかけて、ポーランドワルシャワにおいて、ＩＰＦ世界クラシックエクイップベンチプレス選手権大会が開催されました。本大会に豊玉町出身の松井心助氏が日本代表として出場し、見事世界第８位という優秀な成績を収められました。松井氏は、長崎商業高等学校在学中に甲子園大会への出場を果たすなど、これまでスポーツ分野において優れた実績

を重ねてこられました。今回の世界大会での健闘は、市民に大きな希望と誇りを与えるものであり、今後ますますの御活躍が期待されます。

それでは、３月定例会以降、本日までの主な事項につきまして御報告を申し上げます。

初めに、しまづくり推進部の関連でございます。

現在、九州郵船株式会社の船員不足により、ジェットフォイルは本年４月から６月まで、１隻体制での運航となっております。本市といたしましては、市民生活への影響が大きいことから、これまで同社に対し、市民の利便性に十分配慮したダイヤへの見直しと早期の運航正常化に向けて対応を求めてまいりました。

このような中、同社からは、７月以降につきましても２隻体制での運航は厳しい状況であるとの見通しが示されました。

これを受けて５月２４日、対馬市交流センターにおいて対馬市航路対策協議会を開催し、同社の竹永代表取締役をはじめ担当者の出席の下、現状及び今後の見通し等について説明を受けました。

その中で、現在、数名の新規採用を見込んでいるものの、機関部船員には国家資格が必要であることや、一定の研修期間を要することから、直ちに２隻体制での運航は困難との説明があり、７月から１０月における１隻体制での運航計画が示されました。

一方で、船員確保の状況が改善し２隻体制での運航が可能となった場合には、運航計画期間中であってもダイヤの見直しを行う考えが示されております。

ジェットフォイルを利用される皆様には、７月以降も１隻体制での運航となることから大変な御不便をおかけいたしますが、本市及び対馬市航路対策協議会といたしましては、引き続きダイヤの見直しを含め、早期の運航正常化に向けて対応を求めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

なお、７月以降の運航ダイヤにつきましては、九州郵船株式会社のホームページで御確認いただきますようお願いいたします。

次に、未来環境部の関係でございます。

４月１７日、イオン九州株式会社様より、環境特別ＷＡＯＮボーナスポイント寄附金として、対馬の自然豊かな海の環境を守る活動に対し、３０９万９６５円の温かい御支援を賜りました。

同社におかれましては、日頃より、地域社会とともに歩み、環境保全や持続可能な社会の実現に向けた取組を積極的に推進されております。このたびの御支援は、本市が進める海洋環境保全の取組を力強く後押しいただくものであり、深く感謝申し上げます。

海洋環境の保全につきましては、行政のみならず、企業、地域住民、関係団体との連携に加え、国際的な協力も不可欠であります。そのような中、同社のように環境問題に積極的に取り組まれ

ている企業からの御支援は、本市にとりましても大変意義深く、心強いものであります。

今後におきましても、企業、地域、関係団体との連携を一層深めながら、将来世代へ美しい海を引き継ぐための施策を着実に推進してまいります。

次に、保健部の関係でございます。

北部対馬の将来の医療を住民の皆様と考えるタウンミーティングが、長崎県病院企業団及び長崎県福祉保健部の主催により開催され、５月２２日に上対馬総合センターで８２人、２３日に上県地区公民館で３８人の皆様に御来場いただきました。

タウンミーティングでは、長崎県福祉保健部の新田部長及び長崎県病院企業団の馬場副企業長から、北部対馬の地域の医療の現状や人口減少に伴う諸課題、企業団病院の経営状況及び建て替えに向けた取組について説明がありました。

その後、今後の上対馬病院の規模や診療科目、医療・介護連携、対馬病院との役割などについて意見が交わされ、北部対馬だけでなく、対馬全体の将来の医療を考える貴重な機会となりました。

次に、農林水産部の関係でございます。

５月２３日、対馬市交流センターにおいて、第６５回長崎県乾しいたけ品評会が開催されました。本年度は、生産者の皆様の御努力により、グラム物１３１点、箱物２６点、ジャンボしいたけ１２点と、昨年度の出展数１５２点を上回る計１６９点が出展されました。

花どんこ、どんこ、香信厚肉、香信中肉の各部門で審査が行われた結果、上県町の原野貢様・たづる様御夫妻が香信厚肉箱物部門において、最高賞である農林水産大臣賞を受賞されました。

また、グラム物、各部門の特賞及び１等品は、全国乾しいたけ品評会へ、箱物全出展品は、全農乾しいたけ品評会へそれぞれ出展されております。

なお、その後の経過でございますが、去る６月４日に開催されました第５９回全農乾しいたけ品評会において、ＪＡ対馬が全国１４県より出品があった中、見事、団体の部において準優勝を受賞されました。これは平成２５年に引き続き、２度目の快挙となります。改めて、生産者皆様の御努力に敬意を表するとともに、ぜひ来年度は団体優勝を目指していただきたいと思います。

市としましても、引き続き、原木や種駒購入に対する支援をはじめ、物価高騰対策など関係機関と連携しながら、原木しいたけの振興に取り組んでまいります。

次に、農林水産部、そして上対馬振興部の関係でございます。

令和５年度に水産庁から指定を受けました上対馬地区海業モデル地区と、令和６年度に国土交通省から指定を受けました比田勝港釣り文化振興モデル港の取組を進める上対馬地区海業推進協議会主催のセレモニーが、５月２０日、上対馬総合センター文化ホールにおいて、馬場副知事をはじめ国土交通省、水産庁など関係機関の御臨席の下、開催されました。

海業とは、海や漁村の地域資源を活用し、観光や飲食、体験等を通じて地域のにぎわいや所得・雇用を生み出す取組であり、同協議会においては、国内外からの観光客や地元利用者を対象に、マリンアクティビティ、飲食、物販、漁家民泊等の展開により、漁業従事者の所得向上及び上対馬地区の活性化を目指しているところであります。

当日は、雨天のため一部予定を屋内に変更して実施されましたが、関係者一同、今後の取組に向けて強い決意を示されておりました。

また、本取組に関連し、第３回海業推進全国サミットが、１０月１３日に対馬市交流センターで開催される予定であります。

次に、上対馬振興部の関係でございます。

５月７日、北部対馬アクションプランの策定に御支援いただいた株式会社タイミー及び株式会社ＣＩＣＡＣと、同プラン策定に際し御助言をいただいた国の地方創生伴走支援官３名の御臨席の下、包括連携協定を締結いたしました。

株式会社タイミーは、働きたい時間と働いてほしい時間をマッチングするスキマバイトサービスを展開する企業であり、北部対馬アクションプランにおいて、課題として掲げられた人材確保や定着支援、労働力の確保について、本市と連携し取組を進めます。

また、株式会社ＣＩＣＡＣは、配車システムを活用した地域交通の仕組みづくりに専門的知見を有する企業であり、対馬北部地域における日常の移動手段の確保や交通空白地の解消に向け、多様な移動サービスの導入検討について、本市と連携を図ります。

今後は、両企業をはじめ、地方創生伴走支援官とも連携を図りながら、北部対馬アクションプランの目標達成及び地域課題の解決に向け、取組の具体化を進めてまいります。

以上が行政報告でございます。

最後に、本定例会において御審議願います案件でございますが、条例の一部改正、専決処分の承認１件、令和７年度一般会計継続費繰越計算書等報告４件、令和８年度一般会計などの補正予算２件、条例の一部改正２件、漁港区域内公有水面の埋立て１件、財産の取得２件、合わせて１２件の議案について御審議をお願いするものでございます。

内容につきましては、提案の際、担当部長から説明を行いますので、慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、開会に当たっての挨拶といたします。

○議長（春田　新一君）　以上で行政報告を終わります。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第５．総務文教厚生委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（春田　新一君）　日程第５、総務文教厚生委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

総務文教厚生委員長、陶山荘太郎君。

○議員（９番　陶山　荘太郎君）　皆さん、おはようございます。それでは、総務文教厚生委員会の所管事務調査報告を行います。

本委員会は、令和８年５月１３日、対馬市交流センター３階第６会議室において、総務部から犬束部長、ほか３名、しまづくり推進部から藤田部長、ほか２名に出席いただき、対馬市の予算編成の基本方針、財源の構成、事業の選択と優先順位、基金、地方債、施設維持とのバランス、特別会計とのつながりと繰出金の考え方の５項目について、所管事務調査を行いました。

初めに、予算編成の基本方針は、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、市税収入の増加が見込めない一方で、社会保障関係経費や公共施設等の維持・更新費用の増加が見込まれる中、将来世代への過度な負担を先送りしないことを重大な視点としている。そのため、歳入面では、国県支出金や交付税措置の有利な地方債を積極的に活用し、一般財源への負担軽減を図るとともに、基金についても、将来の財政需要に備えた一定水準を確保しながら、必要な事業へ計画的に活用することとし、歳出面では法令等に基づく義務的経費や市民生活の安全・安心に直結する事業を優先しつつ、既存事業の見直し等により、選択と集中の考え方の下で、真に必要な施策への重点配分を行うなど、将来負担が過重とならないよう努めるという考え方を基本に据え、持続可能で規律ある財政運営を念頭に編成している。

また、財政健全化を進める上で、将来負担比率を重要な指標として位置づけていますが、令和５年度の１８．８％から令和６年度は２７．９％へ上昇するなど、増加傾向にあります。基金残高の不足は、将来負担比率の上昇につながり、ひいては財政状況の悪化を招く要因となるものと認識しており、今後は基金残高の確保を図りながら、持続可能な財政運営に努め、収入に見合った支出構造への転換を意識した予算編成を進める必要があると考えているとのことでした。

２つ目の財源の構成については、財政規律の維持と政策実現の両立に直結する重要な視点であると認識しており、制約条件の強い財源を優先的に活用し、自由度の高い財源を戦略的に配分することを基本的な考えとしている。具体的には、国・県支出金は、補助率や事業期間、対象要件などを踏まえながら、活用可能な事業へ優先的に充当している。これらは、使途が特定された財源であるため、制度内容を十分に精査し、対象事業への確実な充当と財源の取りこぼし防止に努めている。

一方、市税や地方交付税などの一般財源は使途の自由度が高いことから、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費をはじめ、市政運営上重要となる重点施策に配分している。

また、基金は、将来負担や財政変動への備えとして、一定水準を確保しつつ、政策目的を達成するための一時的・補完的な財源として活用している。特に、単年度では対応が困難な事業や、緊急的・臨時的な財政需要に対して、計画的に繰入れを行っている。

さらに、地方債は、後年度に地方交付税措置が見込まれる有利な起債を中心に、世代間負担の公平性にも配慮しながら、対象事業へ優先的に活用しているとのことです。

３つ目の事業の選択と優先順位については、しまづくり推進部政策企画課が中心となり、翌年度以降３か年を対象とした振興実施計画において、１００万円を超えるハード事業や、過疎対策事業債（過疎ソフト事業）の対象となり得る事業について、所管課から優先順位を付した要望を受け、ヒアリングを実施した上で、採択事業を決定している。

また、振興実施計画の対象とならない事業については、各課からの予算要求後に財政課による査定を実施し、必要性や事業効果等を精査した上で、法令等に基づく義務的経費をはじめ、住民の安全・安心の確保に資する事業を優先している。その上で、費用対効果、緊急性、事業実施による施策目的への寄与度などを総合的に勘案し、真に必要な事業への選択と集中を図るとともに、既存事業についても継続的な見直しを行い、事業効果が低下しているもの、類似・重複する事業について、縮減や統廃合及び廃止を含めた検討を進めることで、限られた財源の有効活用に努めているとのことです。

４つ目の基金、地方債、施設維持とのバランスですが、基金については、将来の財政需要や不測の事態に備えるため、一定水準を維持することを基本として運用しており、中期財政計画において、財政調整基金と減債基金の残高合計を５０億円以上維持することを目標として設定し、財政の安定性確保に努めている。地方債については、公共施設整備など将来世代の利用も考慮し、世代間で負担を分かち合う観点で活用しているが、将来世代に過度な負担を残さないよう、実質公債費比率や将来負担比率などの財政指標にも留意しながら、返済能力に見合った範囲で計画的な借入れに努めている。

また、公共施設等の維持管理は、老朽化が進行する中で、施設の統廃合や機能集約の検討も必要ではあるが、市民サービスを持続的に提供していくためには、既存施設を適切に維持していくことも重要である。そのため、突発的な大規模修繕や更新費用の発生を抑えるため、予防保全型の維持管理を推進し、修繕費用の平準化に努める必要があると考えている。

以上のことから、基金の適正な水準の確保、地方債の計画的な活用、そして公共施設の適切な維持管理との均衡を図りながら、持続可能で安定した財政運用を進めていくことが重要であると考えているとのことです。

最後に、特別会計とのつながりと繰出金の考え方について、本市には５つの特別会計があり、それぞれの事業で独立採算を基本とし、保険料や使用料など、受益者負担の適正化を図るとともに、事務事業の効率化や経費削減に努める必要があると考えている。

一般会計の繰出金については、法令に基づくものや制度上必要不可欠なものを基本とし、特別会計の収支不足に対する安易な赤字補填に依存することのないよう、適正な運用に努めている。

また、特別会計への繰出金が増加した場合、一般会計における自由度の高い財源が圧迫され、財政の硬直化を招く要因となることから、中長期的な支出見通しを踏まえながら、支出金総額の計画的な抑制を図る必要があると考えている。

そのため、各特別会計は、収納率向上、事業運営の効率化及び適正な受益者負担の確保など、自主財源の確保に向けた取組を進めるとともに、一般会計と特別会計が一体となった健全な財政運営に努めていくことが重要であると考えているとのことでした。

委員からは、財政調整基金などの基金の取崩しを抑え、実質単年度収益の改善に努めてもらいたい。デジタル庁の地方財政（市町村ごと）に関するダッシュボードなどを活用し、データや合理的根拠に基づいた政策の選択と集中を推進し、持続可能で規律ある財政運営を行ってもらいたい、などの意見がありました。

今回の調査事項を踏まえ、令和７年度の決算審査特別委員会の審査において、対馬市の持続可能で規律ある財政運営のため、行政と議会が一体となって議論することが必要だと考えます。

以上で、総務文教厚生委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（春田　新一君）　報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第６．産業建設委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（春田　新一君）　日程第６、産業建設委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

産業建設委員長、糸瀬雅之君。

○議員（８番　糸瀬　雅之君）　皆様、おはようございます。産業建設委員長の糸瀬雅之でございます。

それでは、産業建設委員会の所管事務調査報告を行います。

本委員会は、令和８年５月２５日に、あそうベイパークの今後の運営及び事業計画について及び市道尾浦浅藻線道路改良工事の進捗状況と今後について、所管事務調査を行いました。

まず、観光推進部担当職員出席の下、令和７年１１月に完成したあそうベイパークキャンプ場管理棟施設内の現地視察を行い、その後、美津島文化会館会議室に移動し、説明を受けました。

管理棟は木造２階建て、延べ床面積４７５．５６平米、工事費約３億４，６００万円で、主要用途として温水シャワー室、ランドリー室、インフォメーション室、多目的室内にドーム型シアター等が設置されており、キャンプ場管理棟周辺にオートサイトエリア１２基、フリーサイトエリア８基、その他自動販売機エリア、ごみステーションも設置予定であるとのことで、キャンプ

場オープンは令和８年７月４日の予定であります。

あそうベイパークの今後の運営状況については、令和８年度中は、キャンプ場を除く施設内は、現在の指定管理者であるグリーンアイランド合同会社が行い、施設の維持管理、利用促進及びサービス向上に努めるとのことです。

管理棟及びキャンプ場の今後の管理運営については、管理運営業務受託者の公募を令和８年４月２８日から令和８年５月２５日までの期間で実施し、受託者の選定を行うとのことです。受託期間は、令和８年６月８日から令和９年３月３１日までであります。令和９年度も同様に、キャンプ施設については引き続き業務委託とし、あそうベイパークの公園全体の管理とキャンプ場施設を分けて管理運営を行う方法と、あそうベイパーク全体を一括して管理運営を行うか、検証期間として位置づけ、令和１０年度からの指定管理者制度の導入に向けて検証結果を踏まえ取り組んでいくとのことです。

令和８年度のあそうベイパーク整備事業は、多目的広場の再整備が主な事業で、対州馬インフォメーションセンター建設工事２，０２０万円、曳き馬用牧柵及び展示用牧柵設置１，７００万円が計画されており、あそうベイパーク整備事業は令和８年度で最終年度となります。

委員からの意見として、キャンプ場管理棟周辺は利用者の安全管理体制を十分考慮し、有害鳥獣対策及び事故防止対策を考えた環境整備を行っていただきたい。多目的広場内の遊具施設周辺に休憩所として東屋等の設置を検討していただきたい。多目的広場内に対州馬だけではなく、ペットの遊び場としてドッグランなどの検討をしていただきたいなどの意見がありました。

次に、市道尾浦浅藻線道路改良工事の進捗状況と今後について、建設部担当職員出席の下、安神トンネルの安神側・尾浦側それぞれの現地視察を行い、対馬市役所厳原庁舎別館大会議室にて、進捗状況について説明を受けました。

本事業の目的は、対馬市唯一のごみ焼却施設対馬クリーンセンターが平成１４年に建設されたことにより、安神地区に至る現道は、幅員狭小で急勾配、急カーブであるため、ごみ収集運搬大型車両の通行に伴い、車同士の離合や事故発生の危険性はさらに上昇し、逼迫状態であり、ごみ収集における運搬コスト削減、水産物、林産物の輸送時の安心安全な運搬作業が行われるとともに、輸送時間の短縮につながり、作業効率の向上及び生産性の向上を目指すものであります。

トンネル本体工事の事業費は約４３億８，２５０万円、トンネル延長１．４２キロメートル、進捗率は８５％で、工期は令和５年３月１５日から令和９年１月２９日であり、残工事としては覆工、排水工、舗装工、坑門工であります。

また、別途発注工事として、トンネル内照明施設工事、トンネル内防災施設工事、尾浦側の取付け工事も同時進行で行われており、全ての工事完了工期は、令和９年３月末を予定されております。しかしながら、昨今の中東情勢の影響による建設資材等の入荷不足による影響を懸念して

いるとのことであります。

委員からは、工事用車両やごみ収集運搬車両により、現道の破損が予想されるが、補修工事等は地元要望等に応え、安全管理の徹底を図り、工事完成に尽力していただきたい。

トンネル内完成後の緊急連絡整備として、携帯通話可能トンネルとして、県や関係機関と協議していただきたいなどの意見がありました。

以上で、産業建設委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（春田　新一君）　報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第７．長崎県病院企業団議会議員の報告

○議長（春田　新一君）　次に、日程第７、長崎県病院企業団議会議員の報告を行います。長崎県病院企業団議会議員、１番、針谷広己君。

○議員（１番　針谷　広己君）　皆様、おはようございます。令和８年３月３０日、長崎市内の長崎県農協会館にて、令和８年第１回定例会が開催されました。対馬市議会からは、脇本議員と私が出席いたしましたので、報告及び審議等の内容について、次のとおり報告いたします。

最初に、五島市議会選出の柳田議員から、五島市の二次離島である奈留島にある奈留医療センターにおける医師の配置及び病床の休床計画について質問が行われました。特に、救急搬送体制の課題を踏まえた病床休床の判断について、病院企業団からは、住民説明会の開催や五島市の救急搬送体制の検討状況を踏まえながら慎重に対応していくとの答弁がありました。

続いて、八橋企業長から、病院企業団を取り巻く現状について説明がありました。

１、令和７年度長崎県病院企業団病院事業会計決算見込みについて。

令和７年度の決算見込みは、経常損益は約２８億５，０００万円の赤字です。赤字の主な要因は、人件費や物価高による医療品等の経費の増加、患者数の減少による診療報酬の減額などが挙げられました。

２、医療人材の確保について。

医師については長崎県の医学部地域枠の導入で一定数確保できていますが、看護師や助産師は依然として不足しています。長崎大学病院等からの派遣や修学資金貸与制度などを活用し、人材確保に努めるとのことです。

３、上対馬病院で発生した不祥事について。

長崎県上対馬病院において、令和７年１１月及び１２月に、診療材料等の窃盗事件が発生した

ことが報告されました。病院企業団は、令和８年２月５日付で、当事者２人に対して、免職及び停職６か月の懲戒処分を実施するとともに、管理監督責任者についても処分を行ったとの説明がありました。

病院企業団としては、地域住民や患者の信頼を大きく損ねる事案であったとの認識を示し、服務管理の徹底及び再発防止策に取り組む方針が示されました。

また、企業長からは、県民、地域住民の病院企業団に対する信頼を回復するため、今後も組織全体でコンプライアンスの徹底と再発防止に努めるとの説明がありました。

４、奈留医療センターの病床休床方針について。

奈留医療センターは、平成２６年に有床診療所化され、現在１９床を有していますが、病床利用率は約２割程度にとどまっている状況です。看護師の高齢化や人材不足が進み、不足する人員を派遣看護師に依存しており、さらに運営を支える五島中央病院の経営状況も厳しくなっていることから、五島地域全体の医療提供体制を維持するため、病院企業団は病床の休床を五島市へ申し入れしているとのことです。

次に、各議案の審議が行われました。

第１号議案、病院事業の設置等に関する条例の一部改正。病院企業団の厳しい経営状況や物価及び人件費の高騰を踏まえ、個室使用料や診断書、証明書等の各種使用料、手数料の上限額を見直すための条例改正が行われました。

質疑では、物価上昇等を基準とした料金改定の考え方や今後の改定基準の設定について説明がありました。また、コピー代等についても人件費の上昇をどのように反映させるべきかとの意見が出されました。

第２号議案、長崎県病院企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正。

第１号議案による料金改定に伴い、診療情報開示に係る手数料の取扱いについて、所要の改正を行うための条例改正が行われました。

第３号議案、長崎県病院企業団企業長の給与等に関する条例の一部改正。

企業長の旅費について、従来の定額支給方式から実費支給方式へ変更するための条例改正が行われました。

第４号議案、長崎県病院企業団企業長の給与の特例に関する条例。

病院企業団の厳しい経営状況を踏まえ、経営改善の取組の一環として企業長の給与を１年間減額するための条例が提案されました。

質疑では、経営改善に向けた将来的な戦略が必要ではないか。経営責任の所在をどう考えるのか。職員の士気に影響しないのかなどの意見が出されました。

一方で、企業団側からは、職員と一体となって経営改善に取り組む姿勢を示すための措置等の

説明があり、採決の結果、賛成多数で可決されました。

第５号議案、令和８年度長崎県病院企業団病院事業会計予算。

令和８年度当初予算として、医療人材の確保や医療機器の更新を行いながら、ＤＸの推進や業務効率化に取り組む予算が提案されました。

一方で、約２１億円の事業損失を見込む厳しい予算編成となっています。

質疑では、人件費の高騰や患者数の減少による経営悪化への対応としてＤＸや業務改善を進める必要性について説明がありました。また、医療機器の更新については、厳しい財政状況の中で必要最小限の整備を行う方針が示されました。

報告第１号、企業長専決事項報告。

令和７年度病院事業会計補正予算（第３号）。

令和７年８月に島原病院で発生した落雷被害に対応するため、災害復旧事業債に係る補正予算を専決処分したことについて報告が行われました。

質疑では、被害の対応に当たり、島原病院及び精神医療センターの２病院が災害に対する保険に加入していなかったことに対する対応を求める意見が出されました。

病院企業団からは、これら２病院は令和８年度当初予算により建物共済に加入する方針とのことでした。

議案外審議では、病院企業団全体の経営状況や今後の地域医療の在り方について意見交換が行われました。病院企業団からは、令和７年度決算見込みにおいて約２９億円の純損失を計上するなど、厳しい経営状況が続いていることから、各病院において経営改善計画を策定し、収益の確保や経費の削減に取り組む方針が示されました。

質疑では、脇本議員から上対馬病院の建て替え計画について、対馬市長は現在の病院機能を維持した建て替えを求めているが、それだけではなく、今後の人口減少や医療需要の変化を踏まえ、地域に本当に必要な医療は何かを議論するべきではないかとの意見が出されました。

また、急性期医療だけではなく予防医療の視点も重要であり、病院の経営改善と併せて検討すべきとの指摘がありました。

これに対し、病院企業団側からは、今後の病院運営においては、病気の治療だけではなく予防医療も重要であり、各病院の経営改善計画にも、健診事業の拡大を位置づけている。予防医療の取組についても今後強化していく考えを示しました。

さらに、病院経営の改善に向けては、地域に必要な医療機能を維持しながら、効率的な病院運営と住民への丁寧な説明を進めていく考えが示されました。

以上で、長崎県病院企業団議会令和８年第１回定例会の報告を終わります。

○議長（春田　新一君）　報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。８番、糸瀬雅之君。

○議員（８番　糸瀬　雅之君）　今、病院企業団のほうの報告がございました。これ３月の月末の委員会の報告ということで、それから６月、これまでにいろいろと情勢が変わってきております。その中で、この中東情勢の影響がやはり全国の病院関係で発生がしておるということは、情報がテレビ等で放送されておりますが、対馬病院並びに上対馬病院で、今企業団議員として、何かこう問題が起きている、これが高騰してますという情報は得ているのか、その辺をこの予算、これの報告とはまたちょっと違いますけれども、その辺をお願いします。

○議長（春田　新一君）　１番、針谷広己君。

○議員（１番　針谷　広己君）　中東情勢等の影響という話でしたが、３月末の定例会では、特にそういったお話はありませんでした。

なお、８月に臨時会が開催予定ですので、もしかしたらその臨時会で説明があるかもしれません。現時点では把握をしておりません。

以上です。

○議長（春田　新一君）　８番、糸瀬雅之君。

○議員（８番　糸瀬　雅之君）　現時点では、上対馬病院、我々はやはり上対馬病院、対馬病院を一番重要視しながら、注視しなければいけないと思います。

その中で、現時点で把握していないということはあり得ません。きちっと病院関係に、たしか今私の情報では、手袋とか医療用の何か言っていた、高騰はしていると。ですから、今後またこの中東情勢が影響があれば、いろんな病院器具関係、医療器具関係が高騰はし続けるという情報は得ておりますので、しっかりと各病院に企業団議員として出向いて、しっかり意見交換をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（春田　新一君）　１１番、脇本啓喜君。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　貴重な御意見ありがとうございます。

今回は、担当は針谷議員なんですが、先ほど中東情勢についてはほとんどやり取りがなかったということですが、補足させていただきますと、令和８年度の予算について、物件費が令和７年度の予算よりも少なく計上されておりました。そのことについて、今この中東情勢があるのにこれが減るのはおかしいのではないのか。確かに、外来・入院が減ってくる可能性もあるけれども、それ以上に高くなるのではないのかという質問はいたしました。

それに対して、１２月、１月段階でこの予算を組んだので、まだこの当初予算に反映できていないという答弁がありました。それに対しても、いや、もうこの時点である程度予測できるのであるから、物件費を上げた形での予算上程をすべきではないのかというやり取りはさせていただ

きました。

確かに、おっしゃるように、手袋と、特によく言われているのが透析のチューブ等もナフサに関連します。そのあたり、早急に対応するようにということはお伝えしております。今、糸瀬議員からおっしゃられたように、現状把握についても、２人でまた図らせていただければと思います。

貴重な御意見ありがとうございました。

○議長（春田　新一君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩します。再開を１１時１５分からとします。

午前11時05分休憩

午前11時15分再開

○議長（春田　新一君）　再開します。

ただいま、坂本充弘君から、発議第２号、議員　脇本啓喜君に対する議会改革特別委員会副委員長及び議会基本条例検証部会長の辞任を求める動議が出されました。

動議は、会議規則第１６条の規定により、２人以上の賛成者が必要であります。

ただいまの動議を議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（春田　新一君）　着席ください。

賛成多数です。この動議は２人以上の賛成がありますので、成立をいたしました。

次に、この動議を日程に追加し、追加日程第１として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて、起立によって採決を行います。

なお、起立少数の場合は、本日の議事日程第１９の後に、追加日程第１号として議題とすることになります。

この動議を日程に追加し、追加日程第１として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（春田　新一君）　着席ください。

起立多数です。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第１として、日程の順序を変更して直ちに議題とすることは可決されました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

追加日程第１．発議第２号

○議長（春田　新一君）　追加日程第１、発議第２号、議員　脇本啓喜君に対する議会改革特別委員会副委員長及び議会基本条例検証部会長の辞任を求める動議を議題とします。

地方自治法第１１７条の規定によって、脇本啓喜君の退場を求めます。

〔１１番　脇本　啓喜君　退場〕

○議長（春田　新一君）　提出者の趣旨説明を求めます。議会運営委員長、坂本充弘君。

○議員（１０番　坂本　充弘君）　おはようございます。ただいま議題となりました発議第２号、議員　脇本啓喜君に対する議会改革特別委員会副委員長及び議会基本条例検証部会長の辞任を求める動議について、提案理由を御説明申し上げます。

発議第２号、令和８年６月１６日、対馬市議会議長春田新一様。提出者、対馬市議会議員坂本充弘、賛成者、陶山荘太郎、同、糸瀬雅之。

議員　脇本啓喜君に対する議会改革特別委員会副委員長及び議会基本条例検証部会長の辞任を求める動議について、別紙のとおり会議規則第１４条第１項の規定により提出します。

提案理由を朗読して説明に代えさせていただきます。

提案理由。脇本議員が、令和８年３月３１日に、「対馬市議会会派市民協働　広報紙」を新聞折り込みにした件について、対馬市議会議員として不適切な内容がある。

このため、令和７年９月２４日に設置した議会改革特別委員会の副委員長及び議会基本条例検証部会の部会長に脇本議員が選任されているが、議会の改革を図る目的の議会改革特別委員会の副委員長及び対馬市議会基本条例の見直しを行う部会長として適任ではないと思われる。

よって、議会改革特別委員会副委員長、議会基本条例検証部会長の辞任を求める動議を提出するものであります。

以上のとおりであります。御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（春田　新一君）　次に、脇本啓喜君から、本件について弁明をしたいとの申出があります。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。よって、脇本啓喜君の弁明を許可します。

脇本啓喜君の入場を許可します。

〔１１番　脇本　啓喜君　入場〕

○議長（春田　新一君）　登壇して弁明を行ってください。１１番、脇本啓喜君。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　議員　脇本啓喜君に対する議会改革特別委員会副委員長及び議会基本条例検証部会長の辞任を求める動議に対する弁明。

このたび、私が配布いたしました新聞折込チラシにより、議会運営委員会において、公職選挙

法違反の可能性が疑われるとの指摘がなされていることを私は重く受け止めております。

市民の皆様並びに議会の皆様に多大な御心配と御迷惑をおかけしておりますことをまずもって心より深くおわび申し上げます。

また、今回配付したチラシには、政務活動費を活用して発行する旨を記載しておりましたが、その後、議会事務局が選挙管理委員会へ確認したところ、公職選挙法違反の可能性がある箇所があるとの指摘があったと承知いたしました。

そのため、少なくとも公金である政務活動費を充てることは適切ではないと自ら判断し、チラシの印刷代及び新聞折込費用につきましては、政務活動費を一切使用せず、全額を私費にて負担いたしました。その点については、事実経過として申し添えさせていただきます。

そのような中で、私が議会改革特別委員会副委員長及び議会基本条例検証部会長の立場にあり続け、特に部会長として部会運営の采配を担うことは、円滑な部会運営の観点からも望ましいものではないと考えております。また、そのことは、議会改革そのものに対する市民の信頼や訴求力の低下を招きかねないとも考えております。

したがいまして、私は今回の事態を真摯に受けとめ、自らの意思を持って議会改革特別委員会副委員長及び議会基本条例検証部会長の両役職を辞任いたしたく、辞任届を提出いたしましたが、現在受理されず、緊急動議に至っております。

緊急動議の目的は、私がこの２つの役職を辞することを求めるものであり、その目的が実質的に達成されているにもかかわらず、議運の決定事項であるからという理由で動議が予定どおり提出されたことについては疑問に思います。

一方で、議会改革は、私が市民の皆様にお約束した重要な選挙公約の柱であり、その意思まで辞するものではありません。今回の事態を深く反省し、役職を離れた後も一議員として、これまで以上に議会改革の実現に向けて真摯に取り組み、市民の皆様の信頼回復に全力を尽くしてまいる所存であります。

以上、弁明とさせていただきます。

令和８年６月１６日、対馬市議会議員、脇本啓喜。

○議長（春田　新一君）　脇本啓喜君の弁明は終わりました。

脇本啓喜君の退場を求めます。

〔１１番　脇本　啓喜君　退場〕

○議長（春田　新一君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。１３番、波田政和君。

○議員（１３番　波田　政和君）　今、提出者の話も聞きましたが、これでは不適当、説明の中が。何が不適当か、私ども議運のメンバーは分かっておりますが、しかしほかの、もし賛否を問うようなことがあれば、もう少し詳しく話を聞かないと。

といいますのが、こういった問題は、我々議運も議長の諮問機関でございまして、もともとが対馬市議会基本条例を基に、対馬市政治倫理条例を最高規範として議会をやっているはずなんです。それでこういう問題があるということは、何かが問題点があったんじゃなかろうかなと思います。だから、委員長さんでも議長さんでもよろしいですが、何が問題だったんですか。今弁明の中では、あまり本当に悪かったという話じゃないように聞こえましたが、もしそうであれば、しっかりした話をお互いせんと、公職選挙法の話を弁明者が言いましたが、可能性があるかも分からない。これは大変なことなんですよ、実は。でも、私たちは司法でもありませんから、何もそれを裁く裁かんという話ではありません。あくまでも、議会運営上、最高規範を軸にしてやっているはずなんですが、その辺も含めまして、今回、もう少し、提出者から詳しい説明があれば、皆さんも納得するんじゃなかろうかな。決して、一議員さんをどうこうする問題が趣旨じゃないと思っております。

この解任動議は、非常に重要視する問題なんです。もう少し真剣に皆さんが考えてもらいたいなと思っております。

そこら辺、委員長さんどうですか。不適切な部分の説明はできますか。お願いします。

○議長（春田　新一君）　１０番、坂本充弘君。

○議員（１０番　坂本　充弘君）　議会運営委員会の中では、いろいろな御意見が出されました。

まず、その中でも、こういう件に関しては、議運の中で決断をすることがなかなか難しいことだと思っております。まして、これは本人に確認をいたしまして、辞任をするということが後で返答が来ましたけれども、まだまだ、議運の中では、やっぱり難しい判断だと思いますので、提出者としてもこれぐらいの動議の意見としか取扱いができないと私は思っております。

以上です。

○議長（春田　新一君）　１５番、大浦孝司君。

○議員（１５番　大浦　孝司君）　文書の中に令和８年３月３１日にというふうな広報紙を新聞に折り込んだと。これが違反であるというふうな事の起こりだと思うんですが、選挙管理委員会の見解、この内容を見たものは一部の方だけでしょう。私は分かりません。選管はこのことに触れたことはどうなんですか。あるんですか。いや、率直に選管のほうがこのことをどう捉えているかということを言っているんですよ。

○議長（春田　新一君）　阿比留総務課長。

○総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）（阿比留　満也君）　お答えいたします。

選挙管理委員会におきましては、当該広報紙の内容を確認いたしましたところ、その内容につきまして、公職選挙法に抵触する可能性が疑われることから、対馬南警察署に対しまして情報提供を行っております。

以上でございます。

○議長（春田　新一君）　１５番、大浦孝司君。

○議員（１５番　大浦　孝司君）　私も確実な話をしていかないと、人の意思をいろいろな格好で安易に取り扱ってもいけないから、ここのところの見解はぴしっとした上での話と私は思うんですが、いかがでしょうか。何かほかの議員の皆様、その点につきまして、確定的な選挙違反であるというふうな見解があってこそ、この話をしたと思います。いかがですか。その辺をしっかり確認をしたい。

以上です。

○議長（春田　新一君）　阿比留総務課長。

○総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）（阿比留　満也君）　選挙管理委員会におきましては、選挙の適正な管理執行を行う機関であり、本件のような事後の個別案件に対しまして、公職選挙法違反であると認定をしたり捜査を行ったりする権限は、有しておりません。

公職選挙法違反に該当するか否かにつきましては、最終的には司法において判断されるものでございます。

以上であります。

○議長（春田　新一君）　１５番、大浦孝司君。

○議員（１５番　大浦　孝司君）　選管としての判断は、司法の判断に委ねる。ですから、自らそういうことを言うことはできないという、そういうことでよろしいですね。

ただ、そこから先は、その方向での追及をすること以外には、違反かどうかは分かりません。そこら程度のことでしか今の現在の、議員としての受け方はどうでしょうか。そういうことであろうと思います。

ここをどうするか、詰めるかを議論を聞きたいと思うんですが。

以上です。

○議長（春田　新一君）　ほかにありませんか。１３番、波田政和君。

○議員（１３番　波田　政和君）　いろいろ捉え方があると思いますが、今から大事な話をしますのでよく聞いておいてください。

先ほど、選管がお話がありましたが、４月の頭に、実はこの話は、議長も聞いておりますよね、事務局も。どうなんですか。昨日、おとといの説明では、そういう話はさせていただいておりますという報告でしたが、それに対して、先ほどから言っていますが、議長は、しっかりとその辺を、どう取り扱ってきたかが問題じゃないですか。ここまで来るまでに。４月の頭にそういう相談があっておったとするならば、現在まで放置するということはどういうことですか。説明を議長、してくれませんか。

○議長（春田　新一君）　議運の委員会の中でも報告はいたしましたけれども、我々がどこまでできるかというのもあります。今、総務課長のほうから話もありました。一番議会に関わることは、政務調査をしようということで、そこの部分だけは局長と話して本人に伝えたところです。それ以外のことに、法が裁いてくれないと、あと我々が違反よということは言えませんから、議長としてはそういう意見です。

以上です。

１３番、波田政和君。

○議員（１３番　波田　政和君）　議長さんの考えは分かりました。

しかしながら、私はもう少し、そういった事柄が起こって、せっかく弁明までさせるような配慮をしていただけるとするならば、早急に本人に確かめなんかしてやるべきではなかったかなと。そうすることによって、こういったふうな、皆さんが知ることはなかったじゃおかしいですけれども、早期に訂正ができたんじゃなかろうかなと実は思っております。

解任動議ですから、非常に厳しいということは理解ができるじゃないですか。そこら辺も踏まえて、運営の在り方を今後よろしくお願いしたいなと思って質疑しておりますので、よろしくお願いしておきます。

以上でいいです。

○議長（春田　新一君）　今、波田議員の質問の中で、私たちも先ほど言うように、法に触れることですから、あまり、言葉を慎みながら本人にも説明をしなければいけないというところもありますので、これからは、やはり議会の中として、議会で起こったことの中で、議員さんの中で起こったことは本人と協議をするということに邁進をしたいというふうに思っております。

以上です。

ほかにありませんか。８番、糸瀬雅之君。

○議員（８番　糸瀬　雅之君）　今、いろいろと御意見が出ておりますが、まずこの、テレビを見られている方がこの何なんだろうかということで疑問に思われているかもしれませんけれども、これは昨年５月の市議会議員選挙後の、この令和８年の３月に、市民協働の広報紙、これを一部読み上げます。ですから、その辺を御理解いただきながら聞いていただきたいと思います。いいですか。

「昨年の５月の選挙で、４回目の当選をすることができました。応援してくれた皆さん、本当にありがとうございます」この文章は新聞折り込みに入っておりました。ですから、これが公職選挙法第１７８条に違反して当選後の祝賀広告などを出すことは罰則であり、２年以下の禁錮または３０万円以下の罰金ということで、しっかりとうたわれていますので、この規定は選挙後にやってはいけないということを御理解をいただきたいと思います。その点で、脇本議員は今辞任

を勧告をされているということです。そういった意味でございますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（春田　新一君）　はい、ほかにありませんか。４番、東圭一君。

○議員（４番　東　　圭一君）　補足として、私も議会運営委員会副委員長をやっております。その中で、なぜこんな話になったかというと、先ほど説明がありましたこの広報紙の文面に、これはもう世の中に出ております。これが今違反したことによって、ただ本人はこういうふうに辞任をしたら終わりかもしれませんけど、これは世の中から消えるものではない。我々は戸別訪問も禁止されている中、市民の皆様にどうやってお礼を伝えていくかということを考えながら、気をつけながら回っております。まだいまだに、本当は応援してくださった皆様にも挨拶もできてないところが、やっぱりそういう縛りがある中からできないところもあります。

ただ、こうやって表に、違反をして、こういうものを出して、市民の皆様にお礼を伝えた。これが許されるのであれば、今からでも我々はもう一度これをやっていいことになります。ということになりますね。これがそのままもう流されたら。それじゃだめじゃないかということで議会運営委員会に諮られました。

だから、このままやったもん勝ちがちみたいになることだけは、これから先もこれは禁止した方がいいと思いまして、その決断から議会運営委員会もこういうような、皆様に、真意を諮ってもらうようなことをいたしましたので、補足しておきます。

以上です。

○議長（春田　新一君）　ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　それでは、質疑なしと認め、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認めます。これで討論終わります。

発議第２号、議員　脇本啓喜君に対する議会改革特別委員会副委員長及び議会基本条例検証部会長の辞任を求める動議についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。本件に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（春田　新一君）　着席ください。起立多数です。脇本啓喜君に辞任を求めることは可決されました。

脇本啓喜君の入場を求めます。

〔１１番　脇本　啓喜君　入場〕

○議長（春田　新一君）　ただいまの議決に基づいて、脇本啓喜君に対し、議会改革特別委員会副委員長及び議会基本条例検証部会長の辞任を求めることに決定をいたしました。

また、この動議で可決されました辞任の件につきましては、対馬市議会委員会条例第１３条の規定に基づき、議会改革特別委員会及び議会基本条例検証部会で適切な対応をお願いしておきます。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第８．承認第１０号

○議長（春田　新一君）　日程第８、承認第１０号、専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長、阿比留忠明君。

○市民生活部長（阿比留　忠明君）　ただいま議題となりました承認第１０号、専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の御説明を申し上げます。

承認第１０号、専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきましては、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、去る令和８年５月２６日付で専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本案を専決処分いたしました理由は、令和８年度の国民健康保険税の税率の改定について、去る５月２５日に、対馬市国民健康保険運営協議会から答申を得たことから、これに基づき、条例で定めている税率等を速やかに改める必要が生じたことによるものです。

国民健康保険税につきましては、令和８年度分の賦課決定及び納税通知書の発送を６月早々に行う必要があり、これら一連の事務を遅滞なく適正に執行するための条例改正について、本定例会まで待って議決をいただく時間的余裕がないと判断をいたし、地方自治法の規定に基づき、やむを得ず専決処分を執り行った次第であります。

詳細につきましては、新旧対照表の２ページから９ページをお願いいたします。

改正の主な内容は、まず医療給付費分に充てる基礎課税額につきまして、所得税の所得割の税率を現行の１００分の８．３から１００分の８．５に引き上げ、被保険者均等割額を現行の年額２万６，０００円から２万７，０００円に引き上げるものでございます。

次に、後期高齢者支援金等課税額につきましては、所得割の税率を現行の１００分の２．８から１００分の２．９に、被保険者均等割額を現行の年額８，５００円から８，８００円に、世帯別平等割額を現行の年額７，３００円から７，５００円に、それぞれ引き上げます。

また、介護納付金課税額につきまして、被保険者均等割額を現行の年額９，７００円から９，８００円に引き上げております。これら均等割額、所得割額、平等割額の引上げに伴い、特定世帯、特定継続世帯、並びに法定軽減世帯の各区分から減じる額、及び未就学児世帯に対する均等割額の減額幅につきましても、それぞれ連動して所要の改正を行い、被保険者の皆様の受益と負担の公平性を確保し、国民健康保険財政の安定的な運営を図るものでございます。

なお、附則におきまして、施行期日を令和８年６月１日とし、適用区分につきましては、令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することといたしております。

以上で、承認第１０号について提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（春田　新一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論、採決を行います。承認第１０号、専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第９．報告第１号

日程第１０．報告第２号

日程第１１．報告第３号

日程第１２．報告第４号

○議長（春田　新一君）　日程第９、報告第１号、令和７年度対馬市一般会計継続費繰越計算書についてから、日程第１２、報告第４号、令和７年度対馬市水道事業会計予算繰越計算書についてまでの４件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、犬束幸吉君。

○総務部長（犬束　幸吉君）　ただいま一括議題となりました報告第１号、令和７年度対馬市一般会計継続費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第１４５条第１項の規定により別紙のとおり報告するものでございます。

議案書８ページをお願いいたします。

本案は、令和７年度までに一般会計予算で継続費の議決をいただきました事業につきまして、令和７年度対馬市一般会計継続費繰越計算書のとおり翌年度に繰り越すものでございます。その内容は、市道尾浦浅藻線道路改良事業につきましては、１３億９，６３９万８，０５０円を、公営住宅等整備事業につきましては、４，７９３万５，３５０円を、市道浜玖須富ケ浦線道路災害復旧事業につきましては、５，０８８万９，３８０円を翌年度に繰り越すものでございます。

議案書９ページをお願いいたします。

報告第２号、令和７年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により別紙のとおり報告するものでございます。

本案は、令和７年度中に一般会計予算で繰越明許費の議決をいただきました議案書１０ページから１２ページに記載しておりますとおり、５９件の事業、総額２１億９，４６２万９，６６８円を、令和７年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり翌年度に繰越すものでございます。

なお、翌年度繰越額につきましては、さきに議決をいただきました範囲で繰越しをいたしております。

以上で報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（春田　新一君）　中対馬振興部長、永留恵美君。

○中対馬振興部長（永留　恵美君）　ただいま一括議題となりました報告第３号、令和７年度対馬市旅客定期航路事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

議案書は１３ページ及び１４ページをお願いいたします。

令和７年度対馬市旅客定期航路事業特別会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により報告するものでございます。

本案は、市営渡海船のエンジン換装事業につきまして、昨年度当初における船員不足に伴い、事業実施に関し、長崎県との協議・調整に不測の日数を要したことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（春田　新一君）　水道局長、神宮秀幸君。

○水道局長（神宮　秀幸君）　ただいま一括議題となりました議案のうち、報告第４号、令和７年度対馬市水道事業会計予算繰越計算書につきまして御説明申し上げます。

議案書１５ページをお願いいたします。

令和７年度対馬市水道事業会計予算の建設改良費を翌年度に繰越しいたしましたので、地方公営企業法第２６条第３項の規定に基づき、別紙のとおり議会に報告するものでございます。

議案書１６ページから１８ページに記載しております１０件の事業、５億３，３９６万７，５３７円を、令和７年度対馬市水道事業会計予算繰越計算書のとおり翌年度に繰り越すものでございます。

繰越しの理由でございますが、主要地方道厳原豆酘美津島線配水管布設替工事につきましては、昨年度の渇水期間中に工事の一部を制限したため、工程の再調整等に不測の日数を要したこと。

水源開発事業につきましては、当初予定していた掘削箇所において、長崎県との協議の中で支障が出たため、別の掘削箇所の選定に不測の日数を要したこと。

水道監視システム通信改修事業につきましては、本工事で使用を予定していた機器において廃番となるとの案内があり、同等の機器の選定に不測の日数を要したこと。

雞知地区配水管改修工事につきましては、道路管理者である長崎県との道路舗装の復旧範囲の協議に不測の日数を要したこと。

市道宮谷桟原１号線配水管移設工事につきましては、県道路整備工事との施工範囲重複区間における工法及び工程調整に不測の日数を要したこと。

主要地方道桟原小茂田線配水管移設工事につきましては、長崎県が施工する護岸工事が翌年度に繰り越したため、年度内の完成が困難となり、繰越しとなったもの。

市道尾崎郷崎線水道管仮設工事につきましては、橋梁本体工事が翌年度に繰り越したため年度内の完成が困難となり、繰越しとなったもの。

市道西津屋線送水管仮設工事につきましては、道路本体工事が翌年度に繰り越したため年度内完成が困難となり、繰越しとなったもの。

中央地区簡易水道基幹改良事業につきましては、工事に伴う断水の観光事業者等への影響が最小限となるよう、施工計画の再検討に不測の日数を要したこと。

中西部地区簡易水道基幹改良事業につきましては、長崎県発注の河川工事と施工箇所が重なる部分において協議が必要となり、工事開始時期を調整したことにより、年度内完成が困難となったため繰り越したものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（春田　新一君）　ここで報告をいたします。

時間も昼食時間に迫っておりますが、このまま議事進行してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　はい、議事進行いたします。

それでは、説明は終わりました。

これから、４件に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。１１番、脇本啓喜君。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　報告第１号についてなんですが、８款・土木費、６項・住宅費について、公営住宅等整備事業というのが繰越明許で上がっています。主にどういったところの公営住宅の繰越明許なのか、お答えお願いします。

○議長（春田　新一君）　建設部長、原田武茂君。

○建設部長（原田　武茂君）　本事業につきましては、雞知団地整備事業が主な事業でございます。

○議長（春田　新一君）　１１番、脇本啓喜君。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　部長の説明によると、ほぼ全額雞知団地ということでよろしいですね。

この件につきましては、当初より、私は金額等も、それから、こういった形での公営住宅建設でいいのかということで疑問を呈してきました。今回、繰越明許になっているんですが、最終的に、報告ですから本会議で報告で終わるのか、それとも産業建設委員会で、市民のほうから、やはり一部屋に対して金額が高過ぎるのではないかと、ぜいたくすぎるのではないかというような意見もたくさん出ています。各議員に対しても、本当にこれまでどおり、市が公営住宅を新築し続けて提供するのがいいのかというような疑問も呈されております。

ぜひこれは、報告で終わるのではなくて、産業建設委員会等でもしっかり状況を聞いていただく、それから議員各位が市民から届いている声をしっかり理事者側にも伝えて、今後どういった形で、特に低所得者の住宅確保をしていけばいいのか、協議がなされることを望みます。

最後、議長がどのように言われるかを待って、また質問をするかどうか決めたいと思います。

以上です。

○議長（春田　新一君）　ほかにありませんか。２番、吉野元君。

○議員（２番　吉野　　元君）　報告第３号、対馬市旅客定期航路事業特別会計の繰越明許費についてです。

資料で、エンジンの換装事業ということで、エンジンをやりかえなきゃいけないということなんですが、これが繰り越されたことによって、安全性だったりとか船自体の耐久性とかというところに問題があるのかどうか心配しているんですけども、そこはいかがでしょうか。

○議長（春田　新一君）　中対馬振興部長、永留恵美君。

○中対馬振興部長（永留　恵美君）　このエンジン換装につきましては、購入から１０年が経過したということで、エンジン換装するものでございまして、今の状態が非常に悪いという状態ではございませんので、安全な運行は確保できております。

以上です。

○議長（春田　新一君）　２番、吉野元君。

○議員（２番　吉野　　元君）　ありがとうございます。そのエンジン換装を行った場合は、耐用年数というのもさらに延びるというふうな認識だと思うんですけど、どのぐらい具体的に延びるかというのは見込みはされてますでしょうか。

○議長（春田　新一君）　中対馬振興部長、永留恵美君。

○中対馬振興部長（永留　恵美君）　エンジンの換装は、ほぼ１０年に一度というような感じで決まっていると思っております。ですので、今後また１０年は延びると思っております。

○議長（春田　新一君）　２番、吉野元君。

○議員（２番　吉野　　元君）　ありがとうございます。１０年後にかなり人口減少が進み、利用者も減っていく中で、この航路をどういうふうに維持していくか、あるいは活用していくかというところも、しっかりとビジョンを考えながら進めていく必要があるかなと思っていましたので、その点、御質問させていただきました。

ありがとうございます。

○議長（春田　新一君）　ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認め、これで質疑は終わります。

以上で、報告第１号から報告第４号までの報告を終わります。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１３．議案第４７号

○議長（春田　新一君）　次に、日程第１３、議案第４７号、令和８年度対馬市一般会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、犬束幸吉君。

○総務部長（犬束　幸吉君）　議案第４７号、令和８年度対馬市一般会計補正予算（第２号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、介護施設開設事業補助金、小規模保育改修費等支援事業補助金、最高裁判決を踏まえた保護費の追加支給事業、漁業用燃油高騰対策事業補助金の計上のほか、２０５０年世界最先端のサステナブルアイランド推進事業及びデジタル素材を活用した島内外の観光物産の魅力発信事業の皆減などが主なものでございます。

予算書の３ページをお願いします。

令和８年度対馬市一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによることを規定し、第１条、第１項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３億２，８８６万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３３５億１，５７４万１，０００円

とするものでございます。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、４ページ、５ページの第１表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

第２条、債務負担行為の補正は、債務負担行為の追加を６ページ、７ページの第２表、債務負担行為補正によるものとし、総合行政電算システム賃借料を追加するものでございます。

第３条、地方債の補正は、地方債の変更を第３表、地方債補正によるものとし、地方債の限度額を２６億6，２００万円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について、その主なものを御説明いたします。

１０ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、１１款・地方交付税は、普通交付税1，６２８万円を追加しております。

１５款・国庫支出金は、生活扶助費等国庫負担金の追加、保育対策総合支援事業費補助金及び物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金の計上のほか、新しい地方経済・生活環境創生交付金の減などにより、１項・国庫負担金、２項・国庫補助金合わせて6，７４１万2，０００円の増額となっております。

１６款・県支出金は、地域医療介護総合確保基金事業補助金の追加、ながさきスポーツ・文化活動支援事業費補助金の計上などにより、１億3，０６７万円の増加となっております。

１２ページをお願いいたします。

１８款・寄附金は、指定寄附金１０万円を追加しております。

１９款・繰入金は、過疎地域自立促進特別事業基金繰入金８，９９０万円を追加しております。

２２款・市債は、漁港整備事業債の追加など、２，４５０万円の増額となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

なお、歳出につきましては、別途参考資料をタブレットに掲載しておりますので、後ほど御参照ください。

１４ページをお願いいたします。

２款・総務費でございますが、１項・総務管理費、７目・企画費は、２０５０年世界最先端のサステナブルアイランド推進事業の減額が主なものでございます。

なお、当該事業は、国の本省繰越しに伴い、令和７年度対馬市一般会計補正予算（第１１号）において予算を計上し、繰越し手続を行いましたので、今回、事業費を皆減するものでございます。

１６ページをお願いいたします。

３款・民生費でございますが、１項・社会福祉費、５目・老人福祉費の介護施設開設事業補助

金１億２，０２９万６，０００円の計上、２項・児童福祉費、２目・児童福祉施設費の小規模保育改修費等支援事業補助金１，０５３万９，０００円の計上、３項・生活保護費、２目・扶助費の最高裁判決に係る生活扶助費７，９２９万８，０００円の計上が主なものでございます。

１８ページをお願いいたします。

４款・衛生費は、月額会計年度任用職員に係る報酬等の追加が主なものでございます。

６款・農林水産業費でございますが、１項・農業費、２目・農業総務費の施設管理等委託料５４４万７，０００円の減は、あがたの里の運営休止に伴うものでございます。

３項・水産業費、２目・水産業振興費の漁業用燃油高騰対策事業補助金８，９９０万円の計上、４目・漁港建設費の千尋藻漁港など設計監理等委託料２，０６０万円の追加が主なものでございます。

２０ページをお願いいたします。

７款・商工費は、デジタル素材を活用した島内外の観光物産の魅力発信事業の減額が主なものでございます。

なお、当該事業は、国の本省繰越しに伴い、令和７年度対馬市一般会計補正予算（第１１号）において繰越し手続を行いましたので、今回、事業費を皆減するものでございます。

９款・消防費は、消防団拠点施設解体に係る工事請負費３２０万円の追加が主なものでございます。

２２ページをお願いいたします。

１０款・教育費でございますが、６項・保健体育費、１目・保健体育総務費の気軽にスポーツしようプロジェクト補助金１９５万円及びながさきスポーツ・文化活動支援事業費補助金４４７万４，０００円の計上が主なものでございます。

なお、２４ページから２７ページにかけて、補正予算給与費明細書を掲載しております。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（春田　新一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。２番、吉野元君。

○議員（２番　吉野　　元君）　６ページの第２表の債務負担行為の補正について質問します。

総合行政電算システムの賃借料、これ６年間で、１３年から６億７，０００万円計上されていますが、これは更新の目的と、あとは市の負担額、それから更新に期待される効果について、少し補足、御説明をお願いします。

○議長（春田　新一君）　しまづくり推進部長、藤田浩徳君。

○しまづくり推進部長（藤田　浩徳君）　吉野議員の御質問にお答えいたします。

こちらの債務負担行為につきましては、庁舎内で使用しております総合行政電算システムのリース料なんですが、前回、現行のシステムが平成３１年度から稼働しているシステムでございます。これまで、５年周期でシステムのほうを更新していたのですけど、今回の令和７年度中までの国のシステム標準化の件がございましたので、現行のシステムを少し使用期間を延ばしまして、令和８年度まで使用しております。なので、令和８年度間使用した標準化システム以外の令和９年度から５年間のシステム更新になります。

なので、更新することによりまして機器の老朽化とかによるトラブル発生を防ぐということと、事務の効率化を図りたいと思っております。

○議長（春田　新一君）　よろしいですか。ほかにありませんか。８番、糸瀬雅之君。

○議員（８番　糸瀬　雅之君）　予算書の１５ページお願いします。

委託料、世界最先端のサステナブルアイランド構想づくりとありますが、これ具体的にどのようなアイランド構想が最終的にあるのか、そこをお尋ねします。

○議長（春田　新一君）　未来環境部長、三原立也君。

○未来環境部長（三原　立也君）　糸瀬議員の御質問にお答えいたします。

世界最先端のサステナブルアイランド推進事業ということで、幾つかのメニューに分かれているんですけれども、これまでの、対馬グローカル大学というものの後身事業といたしまして、サステナブルアイランドカレッジということで、人材育成、そういったものにも活用していきたいと。

それと、ハードな面にはなりますけれども、旧乙宮小学校を利活用することで、ここを世界最先端のサステナブルアイランド、そういったものの拠点施設として活用していって、島外からの企業の皆様とか大学の皆様に御利用いただくような施設、そういったものを今後構築できないかというところで、今後そういった構想を立てていく基本計画を練り上げていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（春田　新一君）　８番、糸瀬雅之君。

○議員（８番　糸瀬　雅之君）　よくあまり分かりませんが、まず、やはり、この旧乙宮小学校のあそこに何かが来るんだろう、何かの勉強会、いろんな大学生とかいろんな感じでやられるという構想はあると思います。しかし、この世界最先端をもう消しましょう。消しましょう。できないんですから。できないことを世界最先端を抜いて、サステナブルアイランドでいいじゃないですか。大げさです。どうでしょうか、部長。できることをやりましょう。

○議長（春田　新一君）　未来環境部長、三原立也君。

○未来環境部長（三原　立也君）　糸瀬議員から貴重な御提案をいただきましたけれども、

２０５０年までに世界最先端のサステナブルアイランドを目指すという点では、対馬市だけの構想というよりも、対馬市のこの取組に対して御賛同いただいております島外の企業の皆様も一緒に足並みをそろえてやっていこうという対馬の熱い思いに賛同いただいている仲間といいますか、大学なり企業なり、そういった皆様と歩調を合わせておりますので、ぜひこの冠として、世界最先端という言葉は残していきたいと思っておりますので、議員の皆様には、御理解のほう、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（春田　新一君）　ほかにありませんか。２番、吉野元君。

○議員（２番　吉野　　元君）　すみません、追加で。

１１ページの歳入のところです。２項の国庫補助金の部分で、新しい地方経済生活環境創生交付金の減というのがあるんですけど、これの１，３００万円程度減額されている理由をもう一度お尋ねしたいのと、もう一つは、１９ページの６款・農業水産事業費、あがたの里の指定管理料、委託料が５００万円減ですけども、今後、この施設をどういうふうに有効活用するかというところで、今年度何か検討される予定があれば教えてください。

以上です。

○議長（春田　新一君）　上対馬振興部長、玖須博一君。

○上対馬振興部長（玖須　博一君）　吉野議員の御質問にお答えいたします。

あがたの里につきましては、昨年度、指定管理者の募集をしましたところ、応募がなかったことによりまして、今年度の当初予算におきましては４月から９月までの業務委託という形で予算を計上させていただいておりました。

それに基づきまして、業務委託の募集をかけましたところ、業務委託のほうも応募がございませんでしたので、今回、業務委託費の減額ということで提出させていただいております。

今後につきましては、また今年度、これからまた、再度、指定管理者の募集を行いまして、来年４月からの指定管理ということで進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（春田　新一君）　総務部長、犬束幸吉君。

○総務部長（犬束　幸吉君）　先ほどの国庫負担金の減額につきましては、新しい地方経済生活環境創生交付金の減につきましては、先ほど説明の中に、観光関係のデジタル素材を活用した島内外の観光物産の魅力発信事業の皆減がございますので、この部分の国庫負担金の減の影響になります。

以上です。

○議長（春田　新一君）　これ委員会に付託をしていますので。２番、吉野元君。

○議員（２番　吉野　　元君）　ありがとうございます。あがたの里については、指定管理者がなかなかいないというところを私も現場でよく理解しているんですけど、今後、有効活用する上では、新しい仕組みとか、ちょっと民間に無償譲渡をして使ってもらうとか、新しいことを考えていかないといけない時代なのかなと思いますので、そこも含めてまた議論させていただければと思います。

以上です。

○議長（春田　新一君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第１４．議案第４８号

○議長（春田　新一君）　日程第１４、議案第４８号、令和８年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。保健部長、阿比留正臣君。

○保健部長（阿比留　正臣君）　ただいま議題となりました議案第４８号、令和８年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第１号）につきまして、その提案理由と内容について御説明を申し上げます。

今回の補正は、介護保険法施行規則の一部改正に伴う介護保険システム改修費用を計上するものでございます。

補正予算書の３ページをお願いいたします。

令和８年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第１条第１項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１２５万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ３９億６，２２８万５，０００円とするものでございます。

第２項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、４ページから５ページにかけての第１表、歳入歳出予算補正によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内訳についてでございます。

予算書は８ページから９ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、３款２項・国庫補助金は、システム改修事業費補助金としてシステム改修に係る費用の２分の１を計上しております。

次に、７款１項１目・一般会計繰入金は、事務費繰入金として、同じくシステム改修に係る費用の２分の１を計上しております。

次に、歳出でございますが、１款・総務費、１項・総務管理費は、介護保険法施行規則の一部改正に伴う介護保険システム改修の費用１２５万４，０００円を計上しております。

今回の介護保険法改正によるシステム改修の内容は、厚生労働省からの通知により、８月１日より適用になる介護保険の負担限度額認定証の様式変更に対応するものでございます。

以上で、議案第４８号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（春田　新一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認め、これで質疑は終わります。

お諮りします。本件は委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論、採決を行います。

議案第４８号、令和８年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第１号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第１５．議案第４９号

○議長（春田　新一君）　日程第１５、議案第４９号、対馬市移住・定住促進住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。しまづくり推進部長、藤田浩徳君。

○しまづくり推進部長（藤田　浩徳君）　ただいま議題となりました議案第４９号、対馬市移住・定住促進住宅条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

議案書は１９ページ、新旧対照表は１０ページをお願いいたします。

今回の改正は、市内のテレビ放送用光回線の切替えに伴い、対馬市移住・定住促進住宅条例で規定する定住支援住宅におけるケーブルテレビの契約者を、入居者個人から住宅所有者である対馬市とすることなどにより、定住支援住宅使用料月額をこれまでの算出方法により算出した額に２，０００円を加算した額とするものでございます。

なお、附則において、施行期日を令和８年７月１日とし、施行日以降に入居した方について適用するものとしております。

以上で、議案第４９号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（春田　新一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。３番、諸松瀬里奈君。

○議員（３番　諸松　瀬里奈君）　この対馬市移住・定住促進住宅というのは、入居者の方は大体どれくらいの期間、平均して使用されているのでしょうか。

○議長（春田　新一君）　委員会付託ですけれども。しまづくり推進部長、藤田浩徳君。

○しまづくり推進部長（藤田　浩徳君）　諸松議員の御質問にお答えいたします。

こちらの定住支援住宅は、居住期間一応２年間を限度ということで設定させていただいております。

○議長（春田　新一君）　委員会に付託をしていますので、委員会でゆっくり聞いてもらいたいと思います。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認め、これで質疑は終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり、総務文教厚生委員会に付託いたします。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１６．議案第５０号

○議長（春田　新一君）　日程第１６、議案第５０号、対馬市水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道局長、神宮秀幸君。

○水道局長（神宮　秀幸君）　ただいま議題となりました議案第５０号、対馬市水道条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と内容を御説明いたします。

議案書は２１ページから２２ページ、新旧対照表は１１ページから１２ページでございます。

このたびの改正は、本市水道事業の健全な運営を将来にわたって維持するため、その財源であ

る水道料金を見直すものでございます。

改正の内容は、対馬市水道条例第２４条第１項の表に定める水道料金を平均２９％引き上げるものでございます。

なお、附則において、施行期日を令和８年１０月１日とし、改正後の規定は、令和８年１１月分として徴収する水道料金から適用し、１０月分までの料金については改正前の料金とする経過措置を設けております。

以上、簡単ではございますが、議案第５０号の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（春田　新一君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認め、これで質疑は終わります。

本件は配付しております議案審査付託表のとおり、産業建設委員会に付託をいたします。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第１７．議案第５１号

○議長（春田　新一君）　次に、日程第１７、議案第５１号、漁港区域内公有水面の埋立てについて（豊漁港）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上対馬振興部長、玖須博一君。

○上対馬振興部長（玖須　博一君）　ただいま議題となりました議案第５１号について、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

議案書の２３ページをお願いいたします。

議案第５１号、漁港区域内公有水面の埋立てについて（豊漁港）でございますが、本議案は、一般県道大浦比田勝線道路改良工事に伴う公有水面埋立免許の出願に係る意見について、異議のない旨、長崎県知事に答申するため、公有水面埋立法第３条第４項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

埋立ての必要性につきましては、２６ページの埋立て必要理由書のとおり、当該道路にあってはカーブ区間が多く見通しが悪いことや、規定の道路幅員が確保されていないことから、自動車の接触事故が懸念されること、山側は道路沿いに住宅が立ち並んでいるため道路拡幅が困難であるため、海側を整備することとし、埋立てにより道路用地を確保するもので、道路を整備することで大型車両などの離合の際の危険回避や視距の悪さが解消されるなど、走行性と安全性を向上させるものでございます。

なお、埋立面積は、２９ページの平面図の赤色で着色した部分、１，３７３．４６平方メートル

でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第５１号の説明を終わります。御審議の上御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（春田　新一君）　説明が終わりました。

これから、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論、採決を行います。議案第５１号、漁港区域内公有水面の埋立てについて（豊漁港）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第１８．議案第５２号

日程第１９．議案第５３号

○議長（春田　新一君）　次に、日程第１８、議案第５２号、財産の取得について【令和８年度消防ポンプ自動車（ＣＤ―Ⅰ型）購入（峰出張所）】及び日程第１９、議案第５３号、財産の取得について【令和８年度消防ポンプ自動車車両総重量３．５トン未満車】購入（上県第１分団）】の２件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。消防長、井浩君。

○消防長（井　　浩君）　ただいま一括議題となりました議案第５２号及び第５３号は、消防本部所管となりますので、提案理由とその内容について御説明いたします。

本２議案は、いずれも消防車両の更新・配備に係る財産取得契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産取得、または処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず初めに、議案第５２号について、その内容を説明いたします。

議案書の３１ページをお願いいたします。

参考資料を３２ページに添付しておりますので、御参照願います。

本案は、消防署・中部支署・峰出張所に配備している消防ポンプ自動車の老朽化に伴い、更新・配備しようとするものでございます。

入札につきましては、去る５月２６日に、７者による指名競争入札を執行しましたところ、４者の辞退があり、参加３者による入札を実施した結果、福岡県福岡市博多区東那珂１丁目１８番６号、株式会社ヤナセファイテック、代表取締役合家崇氏が６，１００万円で落札いたしましたので、これに消費税相当額を加算した６，７１０万円で、同氏を相手方とした財産取得仮契約を６月１日に締結いたしております。

ここに、本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

今回、購入します車両は、通常装備している消火機能のほか、６００リットルの水タンクを積載し、水利がない場所での初期消火を可能としました。また、特殊な救助資機材やそれに伴う個人装備品なども積載し、峰出張所管内で発生する火災事案での消火活動をはじめとして、火災や車両事故などにおける救助・救出活動にも効果的に運用できる仕様とし、対馬中部地域における消防機動力の強化を図ろうとするものでございます。

なお、このように多目的に運用できる資機材を搭載したことや、有効活用できるよう、特殊な艤装費用も生じたため、次の議案第５３号で説明します標準的な消火機能のみの仕様としているその車両と比較すると高額となっております。

次に、議案第５３号について、その内容を御説明いたします。

議案書の３３ページをお願いします。参考資料を３４ページに添付しておりますので御参照願います。

本案は、上県町佐須奈の上県第１分団に配備している消防ポンプ自動車の老朽化に伴い、最新の消火機能と機器を搭載した同車両を更新配備し、上県地区における消防機動力の維持・向上を図ろうとするものでございます。

なお、本車両は、普通自動車免許取得者で運転が可能となるよう、車両総重量３．５トン未満の仕様としております。

入札につきましては、こちらも去る５月２６日に、７者による指名競争入札を執行しましたところ、４者の辞退があり、参加３者による入札を実施した結果、同じく福岡県福岡市博多区東那珂１丁目１８番６号、株式会社ヤナセファイテック、代表取締役、合家崇氏が２，２４０万円で落札いたしましたので、これに消費税相当額を加算した２，４６４万円で、同氏を相手方とした財産取得仮契約を６月１日に締結いたしております。

ここに、本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

以上、大変簡単ではございますが、提案理由とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（春田　新一君）　説明が終わりました。

これから、２件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております２件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。２件は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これから、各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第５２号、財産の取得について【令和８年度消防ポンプ自動車（ＣＤ―Ⅰ型）購入（峰出張所）】について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５３号、財産の取得について【令和８年度消防ポンプ自動車車両総重量３．５トン未満車】購入（上県第１分団）】について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田　新一君）　異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日は午前１０時（「議長、ちょっと動議がある」と呼ぶ者あり）１１番、脇本啓喜君。

○議員（１１番　脇本　啓喜君）　本日、賀谷区長等から提出されている陳情の件につきまして、議会での取扱いが不明瞭でありますので、どういった判断であったのかということについて問いたいと思います。

まず、本件は市内の市民から提出された陳情であります。このことについては、原則、委員会

付託することに決まっております。

まず、なぜ委員会付託に付さなかったのかということが１点目、それから、議長のほうから、今回陳情に当たっての関係条例を朗読するということが実施されましたが、これはどういう条例規則に基づいてなされたのか、これが２点目です。

最終的に、これは議員配付で終わるのか、それとも委員会付託に付すのか、全くちょっと理解ができないんですが、陳情の取扱いではこの２つだと思うんですが、今回このような異例なことで済ませようという形になった理由について問います。質問いたします。

○議長（春田　新一君）　ただいま、脇本啓喜君から、陳情の動議が出されました。この動議は、２人以上の賛成者が要りますので、ただいまの動議を議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（春田　新一君）　起立少数です。よって、この動議は不成立となりました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

○議長（春田　新一君）　以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

明日は午前１０時から市政一般質問を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後０時48分散会